

# いじめ防止基本方針

大仙市立南外中学校

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（情報機器を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (2) いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として卑怯な行為であり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題であり、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこととする。

## 2. いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は別表）

### (1) 学年・学級経営の充実

- 話し合いや集団による活動を通して、他と折り合いをつけ、よりよい人間関係を構築する力を育む。
- 互いに協力し合う集団づくりを行い、自己有用感や成就感の醸成を図る。

### (2) 他を思いやる心の醸成

- 道徳の授業やHR等を通して、規範意識を高め他を思いやる心を育む。
- 特別活動や学校行事等を通じてコミュニケーション能力を高め、よりよい人間関係づくりができる支援を進める。
- 教育活動全般を通して、自尊感情や自己有用感を高め他を尊重する態度を育てる。

### (3) 相談体制の整備

- 定期的な調査やQ Uテスト、生活ノートの記述などを通して生徒の悩みを早期に発見し、いじめにつながる言動を防ぐ支援をする。
- 教育相談や心の相談員の活用、部活動指導、生活ノート指導等を通して生徒の変容をつかみ、教職員同士で日常的に情報の収集と共有化を図ることで生徒に対する相談体制を強化する。

### (4) 情報機器を通じて行われているいじめに対する対策

- 情報モラル指導を定期的に行い、情報機器の正しい使い方を指導すると共に、携帯やスマホ、ゲームなどインターネット上で起こるトラブルやいじめを未然に防止する。
- インターネット、携帯やスマホ、ゲーム等に関する情報を定期的に保護者に提供して啓発を図り、いじめの未然防止に協力を依頼する。

### (5) 保護者や外部関係機関との連携協力態勢の整備

- 学校報や学年通信等を活用し、学校の教育活動の情報発信や公開に努め、それに関わる生徒の変容をつかむ。
- 保護者との信頼関係の構築に努め、日常的に情報交換できる体制を築く。
- 小学校や保育園、関係機関と情報交換や交流活動を行い、連携協力態勢の整備を図る。

## 3. いじめ早期発見のための取組

### (1) 生徒との信頼関係の構築

- 生徒が安心して学校生活を過ごすことができるように、生徒との関わりを強め、信頼関係の構築に努める。
- 生徒が相談しやすい雰囲気づくりを心がけることで情報の早期収拾に努め、早期対応に結び付ける。

### (2) 生活ノートや保健日誌等による情報把握

- 毎日の生活ノートのコメントのやりとりを通して小さな変化を早期に察知し、いじめの発見に努める。
- 保健日誌や保健室の利用状況を把握し、養護教諭との連携を密にしてながら生徒の心の状況を把握する。

(3) アンケートや調査の実施

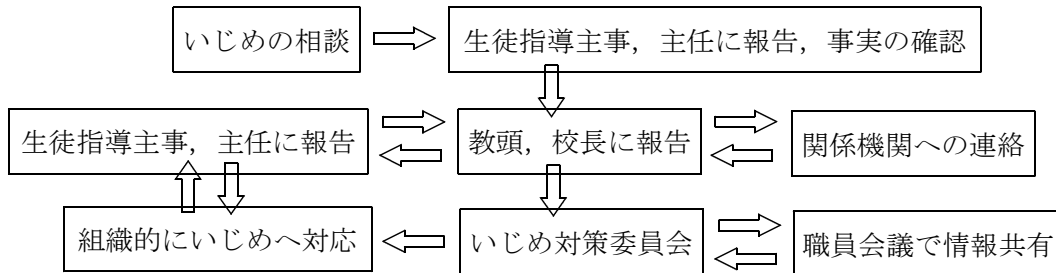
○定期的な生活調査や必要に応じてアンケートなどを随時行うことで生徒の変容をつかみ、いじめの早期発見に努める。

(4) 保護者や地域、関係機関との連携

○より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるために、学校、地域、家庭が組織的に連携・協力する体制を構築する。

4. いじめに対する対応

〈いじめ早期対応フロー〉



- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習行う等の措置を講ずる。

5. ネットいじめへの対応

(1) 事実の把握

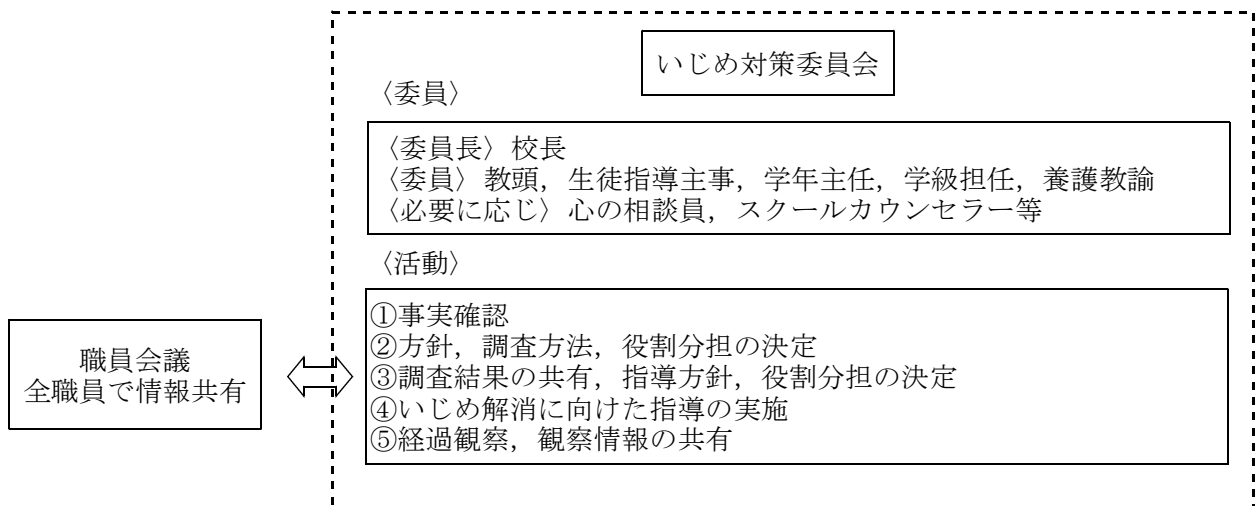
- 教育相談や生活ノートなどを活用し、インターネットや携帯を使用したいじめの早期発見に努める。
- ネットウォッチャーや外部関係機関を活用しいじめの把握に努める。

(2) 情報モラル指導の充実

- メールやブログ、LINE等のSNSを使用する際の情報モラルについて、学級活動、教科等で繰り返し指導を行う。
- 保護者に対して、インターネットや携帯を使用したいじめが生じないように啓発を図る。

6. いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会組織〉



7. いじめ防止年間指導計画

	主な指導や活動計画		
	教職員	生徒	保護者へ
4月	○自校いじめ防止基本方針の共有化 ○生徒の情報交換 【職員会議】	○学級開き ・学級組織とルールづくり 【学級活動】	○いじめ対策の説明・啓発 【PTA総会, 学級懇談】
5月	○QU検査① ○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・校内記録会 ・生徒総会 ・郡陸上競技大会	
6月	○QU検査結果の活用 ○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・郡市総体 ・花苗植え	
7月	○定期教育相談の実施 ○生徒の情報交換 【職員会議】	○前期前半の反省【学級活動】 ○行事・部活動を通じた人間関係づくり ・県総体 ・体験学習 ・小中合同クリーンアップ	○保護者との情報交換 【PTA授業参観, 学級懇談】 ○保護者との情報交換 【三者面談】
8月	○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・田沢湖駅伝	○保護者との情報交換 【三者面談】
9月	○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・地区民運動会 ・郡市新人総体	
10月	○QU検査② ○生徒の情報交換 【職員会議】	○前期の反省と後期の抱負, 計画作成【学級活動】 ○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・南中祭 ・被災地支援	○保護者との情報交換 【個人面談】
11月	○QU検査結果の活用 ○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・そば打ち体験	
12月	○定期教育相談の実施 ○生徒の情報交換 【職員会議】	○後期前半の反省【学級活動】 ○行事や部活動を通じた人間関係づくり ・校内球技大会	○保護者との情報交換 【PTA授業参観, 学級懇談】 ○学校評価の実施
1月	○生徒の情報交換 【職員会議】		
2月	○生徒の情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり ・3年生を送る会	○保護者との情報交換 【PTA総会, 学級懇談】
3月	○生徒の情報交換 【職員会議】	○後期の反省, 次年度の抱負【学級活動】 ○行事を通じた人間関係づくり ・卒業式	